

定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社トラストバンクと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピューターシステム・プログラムの企画、開発及び販売、指導
2. 情報提供サービス及び情報商材の販売
3. ポータルサイトの企画及び運営
4. インターネットビジネスに関するコンサルティング業務、広告業務及び広告代理店業
5. ウェブサイト、ECサイト等のインターネット上のデジタルコンテンツの企画、制作、開発及び販売、運営、管理
6. インターネットを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守
7. 投資等に関するコンサルティング業務
8. コンピューター教室、操作指導及び各種教室の経営
9. インターネットにおけるサーバー仲介業務
10. マーケティングリサーチの請負
11. 経営戦略及び事業戦略のコンサルティング業務
12. 環境・エネルギー分野におけるシステム開発・運用、コンサルティング業務及び商品・サービスの提供、管理等に関する業務
13. 電力の販売、管理等に関する業務
14. 地域活性化のための商品開発、資金調達、地域電力等に関する支援事業
15. 飲食店の企画及び運営
16. 特産品、工芸品、食料品、飲料品の展示及び販売
17. クラウドファンディング事業
18. 有価証券の募集・売出し及び私募の取扱い並びにその売買、売買の媒介及び取次ぎ又は代理業務
19. ファンドの組成、募集取扱、管理等に関する業務
20. 不動産の売買及び賃貸借の情報提供、仲介及び斡旋事業
21. 地方公共団体等へのコンサルティング業務並びにシステム開発・運用・保守、各種セミナー、研修の企画及び実施業務、事務代行等アウトソーシング受託業務
22. 収納代行業務
23. QRコード、デジタルクーポンその他電子決済システムの企画、開発、発行、送金、運用、管理、保守及びそれらのコンサルティング業務
24. 遺贈寄附に関する業務
25. 休眠預金等活用事業
26. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

（機関構成）

第4条 当社は、株主総会、取締役、取締役会、監査役を置く。

（公告方法）

第5条 当社の公告は、日刊工業新聞に掲載してする。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、1万株とする。

（株券の発行）

第7条 当社の株式については、株券を発行する。

（株券の種類）

第8条 当社の発行する株券は、1株券、10株券、100株券、1000株券の4種類とする。但し、取締役会の決定により、必要に応じこれ以外の株数を表示した株券を発行することができる。

（株式の譲渡制限）

第9条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を要する。但し、当社の株式につき担保権を有する担保権者が当該担保権を実行した場合（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）の当該担保権者又は当該担保権者が指定する者に対する譲渡による取得については、当社の承認がなされたものとみなす。

2 前項の承認機関は取締役会とする。

（相続人等に対する株式の売渡し請求）

第10条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿記載事項の記載の請求）

第11条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社の所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

（質権の登録）

第12条 当社の株式につき質権の登録を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、株券を添えてしなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

（株券の再発行）

第13条 当会社の発行する株券の分割若しくは併合又は株券の毀損、汚損等の事由により株券の再交付を請求するには、当会社所定の書式による請求書に請求者が署名又は記名押印し、これに株券を添えてしなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録請求書に請求者が署名又は記名押印し、これに必要書類を添えてしなければならない。

(基準日)

第14条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会は、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第15条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招 集)

第16条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第17条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長及び決議の方法)

第18条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たり、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

2 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

3 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第 19 条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第 20 条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第 21 条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会

（取締役の員数）

第 22 条 当会社の取締役は、3 名以上を置く。

（取締役の選任の方法）

第 23 条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（取締役の任期）

第 24 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役）

第 25 条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2 代表取締役は当会社を代表し、当会社の業務を執行する。

（報酬等）

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（取締役会の招集）

第 27 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 28 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

2 代表取締役が事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の決議）

第 29 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項 について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会の議事録）

第 30 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席取締役及び出席監査役が記名押印又は電子署名する。

（取締役の責任免除）

第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監 査 役

（監査役の員数）

第 32 条 当社の監査役は、3 名以内とする。

（監査役の選任）

第 33 条 当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

（監査役の報酬等）

第 35 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

（事業年度）

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（剰余金の配当及び除斥期間）

第 38 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

以上

平成 23 年 12 月 22 日 作成
平成 24 年 4 月 2 日 設立
平成 25 年 9 月 27 日 変更
平成 25 年 11 月 25 日 変更
平成 26 年 12 月 22 日 変更
平成 27 年 11 月 5 日 変更
平成 28 年 3 月 18 日 変更
平成 29 年 4 月 17 日 変更
平成 30 年 11 月 15 日 変更
平成 30 年 12 月 6 日 変更
平成 31 年 3 月 26 日 変更
令和 2 年 8 月 20 日 変更
令和 2 年 12 月 17 日 変更
令和 3 年 2 月 1 日 変更
令和 3 年 12 月 24 日 変更
令和 5 年 5 月 10 日 変更
令和 5 年 6 月 20 日 変更
令和 6 年 1 月 16 日 変更
令和 6 年 12 月 2 日 変更
令和 7 年 4 月 25 日 変更